

第3 水質汚濁防止法に基づく届出の手続き

1 届出が必要な者

畜産農業又はサービス業の用に供する次の特定施設を設置する者

○豚房施設 豚房の総面積が50㎡以上の事業場に係るもの（肥育豚 65 頭程度）

○牛房施設 牛房の総面積が200㎡以上の事業場に係るもの（成牛 35 頭程度）

○馬房施設 馬房の総面積が500㎡以上の事業場に係るもの（成馬 50 頭程度）

※ただし、豚房40㎡以上50㎡未満、牛房160㎡以上200㎡未満、馬房400㎡以上500㎡未満は、別途、湖沼法の届出が必要となります。

また、頭数は面積の目安です。（（一財）畜産環境整備機構：令和2年3月家畜污水处理施設設計・維持管理マニュアル）

2 畜産農業又はサービス業とは

〔畜産農業〕

畜産農業とは、行政管理庁統計基準局編集の日本標準産業分類(昭和42年)の畜産農業をいい、その主な例は次のとおりです。

酪農業	主として生乳を生産し、出荷する事業所をいう。
肉用牛生産業	主として肉用牛を飼養する事業所をいう。 肉用牛とは、肉用を主目的に飼養している牛をいう。この場合、牛の品種は肉専用種に限らず肉用目的に飼養している乳用種を含む。（肉用牛肥育業；肉用子牛生産業）
養豚業	主として豚を飼養する事業所をいう。
その他の畜産農業	主としてその他の畜産物を飼育する事業所をいう。 その他の畜産物とは、馬、めん羊、やぎ、うさぎ（実験用、愛がん用を除く）鶏以外の家きん（うずら、あひる、七面鳥など）、毛皮獣などをいう。

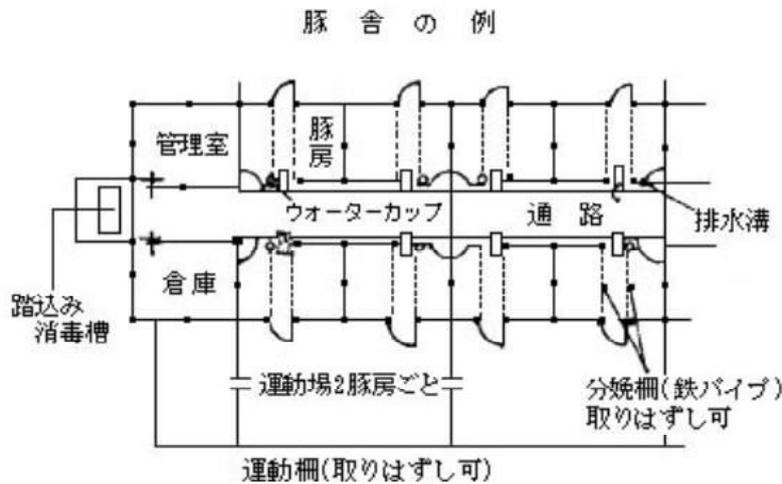
〔サービス業〕

サービス業とは、産業分類の畜産サービス業とサービス業をいい、その主な例は次のとおりです。

畜産サービス業	獣医業、その他の畜産サービス業（種つけ請負業、放牧育成所等）
サービス業	競馬場、競馬競技団（競馬きゅう舎）、公園遊園地、他に分類されない娯楽業（乗馬教習所）、農業協同組合、小学校～高等教育機関（農業大学校等）、動物園・植物園・水族館、自然科学研究所、動物検疫所等

3 豚房施設、牛房施設および馬房施設

豚房施設、牛房施設及び馬房施設(以下「畜房施設」という。)とは、畜舎のなかの豚、牛及び馬を収容するための個々の房(以下「畜房」という。)をいい、通路飼料置場等は含まれません。(下図参照)



4 畜房の総面積

畜房の総面積とは、畜舎のなかの個々の畜房の合計面積をいい、1つの事業場内に複数の畜舎がある場合は、これらの畜舎の畜房の総面積を合計したものが畜房の総面積となります。

なお、これは家畜の糞尿が排出される場所であるため、フリーストール、フリーバーンについても、以下の面積を特定施設面積とします(平成10年12月7日付け畜第958号岡山県農林水産部畜産課長通知)。

フリーバーン : 休息所兼運動場全ての面積

フリーストール : 休息所及び通路の面積

近年、下図のような搾乳ロボット導入牛舎も設置されていますが、この場合、除糞通路及び採食通路の面積も特定施設面積となります。

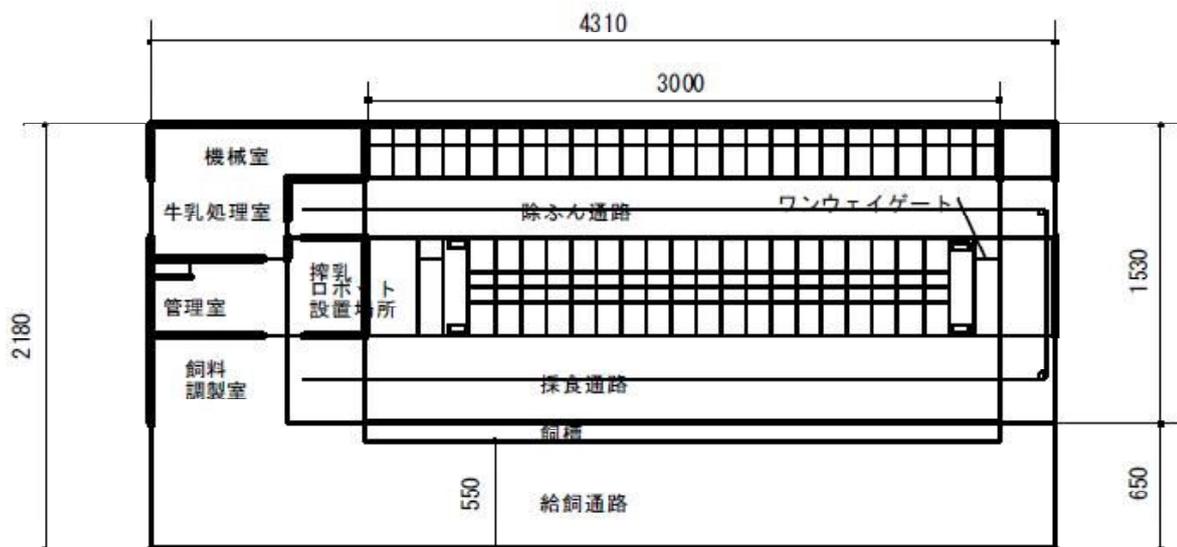


図-IV・24 搾乳ロボット導入牛舎のレイアウト例(寸法単位:cm)

(社)中央畜産会:平成18年3月 低コスト畜舎モデル設計・畜舎設計事例集より

5 届出が必要でない者

- ・農場全体の畜房面積の総合計が、1の各畜種に応じた面積を超えない施設を設置する者
- ・鶏の飼育施設を設置する者
- ・めん羊、山羊の飼育施設を設置する者 等

※1日当たり最大排水量が50m³以上の場合は、瀬戸内法の許可手続きが必要です。

6 届出の種類

届出の種類	届出が必要な場合	届出時期
特定施設設置届出 (水濁法第5条)	【新たに畜舎を建築する場合など】 「特定施設」を設置しようとするとき	工事着手予定日の 60日前まで
特定施設の構造等 変更届出 (水濁法第7条)	【畜舎、汚水処理施設の増築など】 次の事項を変更しようとするとき ・特定施設の構造又は使用の方法 ・特定施設の汚水等の処理の方法 ・特定施設の排出水の汚染状態及び量（排水系統別汚染状態及び量を含む。） ・特定施設の用水及び排水の系統	工事着手予定日の 60日前まで
氏名等変更届出 (水濁法第10条)	【会社の代表者の変更の時など】 次の事項に変更があったとき ・届出者の氏名又は名称又は住所若しくは法人にあっては代表者の氏名 ・工場又は事業場の名称及び所在地	変更のあった日から 30日以内
使用廃止届出 (水濁法第10条)	【畜産農業を中止した時】 特定施設の使用を廃止したとき	廃止した日から30日 以内
承継届出 (水濁法第11条)	【既存畜舎の借用や譲渡を受けたときなど】 ・特定施設を譲り受け又は借り受けたとき ・相続、合併又は分割があったとき	承継等があった日から 30日以内

7 届出にあたって

特定施設を設置しようとする地域を管轄する、担当部局に提出してください。

設置しようとする地域	届出の提出先
玉野市・備前市・瀬戸内市・赤磐市・和気町 吉備中央町	備前県民局農林水産事業部農畜産物生産課畜産班 〒700-8604 岡山市北区弓之町 6-1 ☎(086)233-9828：直通
総社市・笠岡市・井原市 高梁市・浅口市・早島町 矢掛町・里庄町	備中県民局農林水産事業部農畜産物生産課畜産第一班 〒710-8530 倉敷市羽島 1083 ☎(086)434-7033：直通
新見市	備中県民局農林水産事業部農畜産物生産課畜産第二班 〒718-8550 新見市高尾 2400 ☎(0867)72-9166：直通
津山市・美作市・鏡野町 ・勝央町・奈義町・西粟 倉村・久米南町・美咲町	美作県民局農林水産事業部農畜産物生産課畜産第一班 〒708-8506 津山市山下 53 ☎(0868)23-1310：直通
真庭市、新庄村	美作県民局農林水産事業部農畜産物生産課畜産第二班 〒717-8501 真庭市勝山 5 9 1 ☎(0867)44-7564：直通
岡山市	岡山市環境局環境部環境保全課 〒700-8554 岡山市北区大供一丁目 2 番 3 号 ☎(086)803-1281：直通
倉敷市	倉敷市環境リサイクル局環境政策部環境政策課 〒710-8565 倉敷市西中新田 640 ☎(086)426-3391：直通

※湖沼法に基づく手続きに係る窓口

上表のとおり

※瀬戸内法に基づく手続きに係る窓口

各県民局地域政策部環境課

岡山市（同上）

倉敷市（同上）

8 届出の注意事項

(1) 留意事項

- ・届出は許認可とは異なりますので、受理されても許可証等は発行されません。
- ・届出を受け取った際の受理書は、以前は交付していましたが、令和3年4月1日の省令改正により廃止されたので、現在は交付していません。
- ・届出の押印は、令和2年12月28日の関係省令改正により不要になりました。ただし、届出の際には社内決裁をされている正式なものを提出してください。
- ・郵送で届出書を提出する場合には、連絡先のわかるもの（名刺等）を同封し、届出書類はコピー等の控えを取った上でご提出ください。

(2) 実施の制限（水濁法第9条）

特定施設設置届出、特定施設の構造等変更届出が受理された日から60日を経過した後でなければ、その届出に係る設置、変更の工事に着手することができません。

この期間内に工事を着手したい場合は「期間短縮願」を提出してください。内容が相当と認められるときは、実施の制限期間を短縮する旨を通知します。この場合も、通知があるまでは工事に着工することができません。

(3) 計画変更命令等（水濁法第8条、第8条の2、第30条）

県では、汚水等の処理の方法など、届出の内容について審査し、排水基準又は構造基準に適合しないと認めるときは計画の変更（計画の廃止を含む。）を届出者に命ずることがあります。

(4) 届出の義務

届出には、上述の表の種類がありますので、その都度、定められた様式で届け出てください。特に、代表者の交代の際には忘れずに届け出てください。

(5) 排水基準の遵守

排水基準は畜種、排水量、施設を設置する地域、畜房の面積等により設定されています（P65～80参照）。この排水基準に適合しない排水水を排水するおそれがある場合や、排出した場合には、行政措置（改善命令など）や罰則等の対象となります。

(6) 水質の測定義務等

畜産に係る事業場については、排水水の水質の測定義務があり、測定結果を記録し、3年間保存しておかなければなりません（P81～83参照）。

(7) 事故時の措置

事故等により公害が発生したり、発生するおそれがある場合は、直ちに必要な措置をとるとともに、届出の提出先に速やかに報告してください（P84～86参照）。